



Q1. 失業給付を受給しながら働けますか？

A1 週20時間未満（週19時間59分まで）の就労であれば、就労日、就労時間を正しく申告いただくことで、就労しながら失業給付の受給は可能です。（実際の労働時間が週20時間未満であっても、雇用契約上の労働時間が週20時間以上の場合は雇用保険加入となるため「就職」となります。）

ただし、1日の就労が4時間以上か4時間未満（3時間59分まで）かによって取り扱いが変わります。（就労日には有給休暇も含みます。）

1日4時間以上の就労をした場合、就労した日については失業状態が認められないため、就労した日を除いた日について、失業給付を支給することとなります。

その際、就労した日の分は所定給付日数から減算されないため、いわゆる後送りとなります。

1日4時間未満の就労をした場合、その就労についての収入があった時に、減額支給を行い、減額支給した分は所定給付日数から減算されます。

また、就労に関する申告に虚偽や隠蔽があったり、漏れや間違いがあった場合、不正受給と判断されることとなりますので、十分注意してください。

しっかり申告
しましょう



Q2. 就職が決まった場合はどうしたらよいですか？

A2 基本的には就職日の前日（就職日が月曜日の場合は前週の金曜日）にご来所いただき、就職の手続きを行うことが必要です。

この時注意することは、「就職日＝雇用契約の初日（在籍日）」であるということです。

例えば、雇用契約の初日が5月1日で、実際の初出勤日が5月6日からとなる場合、就職日は5月1日となるため、就職の手続きは4月30日に行うこととなります。

また、契約内容によっては研修日から就職となる場合があります。

なお、就職日より前に失業認定日が設定されている場合は、まず失業認定日にご来所いただき、その後、就職日の前日にもご来所ください。

Q3. 電話をしてもつながらないことが多いのですが…

A3 雇用保険給付課は、来所された方のご事情をお伺いしたり、その方の状況に合わせた対応を行っているため、窓口対応に時間がかかります。

また、火曜日～金曜日の午前中は、失業認定にご来所された方（各日概ね200名前後）の対応を行うため、お電話に出られないことが多くあります。

お電話によるお問い合わせは、午後にしていただくと比較的つながりやすい状況です。

ご不便おかけ
しています…



Q4. 失業認定日に来所できなかった場合、どうしたらよいですか？

A4

失業認定日は、「やむを得ない事情」で「その事情が確認できる資料」がある場合にのみ変更が可能です。

その際は、やむを得ない事情が止み次第、速やかに確認資料をご持参のうえご来所いただき、認定日変更による失業認定を受けてください。

やむを得ない事情については、受給資格者のしおりP27をご参照ください。

また、事情及び確認書類があっても、次回認定予定日（来所できなかった認定日の次の認定予定日）を超えてご来所した場合は、認定日変更はできません。

認定日変更の例として、本人または子の体調不良により来所ができなかった場合、認定日当日に医療機関を受診し、その領収書を確認資料とするか、認定日より前に受診し、お薬手帳を確認資料とし、その処方期間（例えば1週間分など）内に認定日がある場合に認定日変更ができます。

なお、やむを得ない事情がない場合（勘違いや失念等）は、認定日変更はできません。その際は、速やかに来所し「不認定の処置」を受けてください。

大事な認定日
行けないときは



Q5. 求職活動実績について教えてください。

A5

認定日は基本的に4週間に1度（給付制限期間がある場合や認定日が祝日・年末年始による繰り上げ・繰り下げがある場合を除く）やってきますが、認定日では「昨日までの求職活動実績の確認」を行います。

必要な活動実績は原則2回（障がい者の方等は1回）以上です。

初回認定日（初めての認定日）については、雇用保険説明会（初回講習会）に参加されていれば、その他の求職活動が無くても失業認定を受けられますが、2回目以降の認定日は2回以上の活動が必要となります。

認定期間中（今回認定日当日～次回認定日の前日）に求人への応募や教育訓練指定講座の受講等（しおりP18参照）があれば、その1回だけで求職活動実績は満たされますが、そうした活動が無い場合は、ハローワークでの職業相談等を2回以上行う必要があります。

認定日に来所された際、1階にて職業相談を行う（求人検索機の利用のみは求職活動実績となりません）と、次回の失業認定における求職活動実績1回となるため、是非、職業相談窓口をご利用ください。

Q6. 仮決定をしましたが、初回認定日までに離職票が届きません。

A6

仮決定とは、離職票が手に入らず、離職日の翌日以降に「仮に受給資格があるとして」受給資格決定を仮に行う手続きです。

後日、届いた離職票の内容を確認し受給資格が確認されれば、仮決定を行った日に遡って受給資格決定が正式に行われたものとして扱われます。

離職票は、手に入り次第、速やかにハローワークにご持参ください。

なお、初回認定日までに入手できなくても、初回認定日には必ずご来所いただき、後日届き次第ご持参ください。

また、離職票にて受給資格が確認されるまでは、いかなる手当の支給も行いませんし、受給資格が無いことが確認された場合は、仮決定手続きそのものが取り消されます。

不明な点はお気軽に
ご相談ください

